

2021年7月14日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 圧縮減容装置の運用開始時期と
新規制基準に適合するために必要な設備等の運用の関係について

1. 経緯

- 東海第二発電所において、放射性固体廃棄物の更なる低減を図るため、圧縮減容装置の設置を予定しており、原子炉設置変更許可申請書を提出した。(2021年6月25日申請)
- 同申請書においては、圧縮減容装置の運用開始は2022年度に予定しており、新規制基準に適合するために必要な設備等の使用前検査及び使用前事業者検査終了前から運用を開始する予定としている。
- 圧縮減容装置の設置については、設置許可基準規則等に適合するための設計方針として、新規制基準に適合するために必要な設備等による対応を前提とした設計方針も必要となることが考えられる。
- このため、圧縮減容装置の運用開始時期と新規制基準適合に必要な設備等の運用時期の関係及び前提を整理し、放射性固体廃棄物等の発生量の推移を踏まえて、圧縮減容装置の運用開始時期を整理した。

2. 検討結果

- 圧縮減容装置の設置に関して、設置許可基準規則等への適合性の説明性を検討した結果、地震、津波及び外部からの衝撃等による損傷防止等の設置許可基準規則等に適合するために、新規制基準に適合するために必要な設備等による対応に期待しない運用は困難である。
- また、新規制基準に適合するために必要な設備等による対応に期待しない場合、設置許可基準規則等に適合するための新たな設備等を設置する必要がある、当該設備等から新規制基準に適合するために必要な設備等への運用時期の切り替え等が発生することから、運用方法が複雑になる。

3. 今後の対応

- 「2. 検討結果」から、新規制基準に適合するために必要な設備等による対応に期待することを前提とし、圧縮装置減容装置の運用は、当該設備等の使用前検査及び使用前事業者検査終了後から開始することとする。
- 上記の運用開始時期について、原子炉施設保安規定において、新規制基準に適合するために必要な各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前事業者検査終了日以降に運用を開始することを定める。

以上